



福島医発第 197 号（総）
平成 28 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

標記について、日本医師会を通じ独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添表のとおり変更し、平成 28 年 4 月 1 日以降の貸付より適用する旨通知がございましたのでお知らせ致します。

貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 廣瀬真恵

日医発第 20 号 (年税 1)

平成 28 年 4 月 6 日

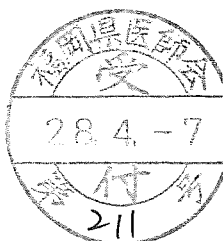
都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更した旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。





総企企第 0330002 号

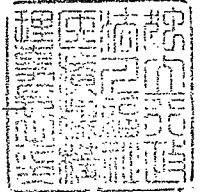
平成 28 年 3 月 30 日

日 本 医 師 会

会 長 横 倉 義 武 様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中 村 裕



独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、平成 28 年 4 月 1 日以降の貸付けから適用することとしましたので通知いたします。

<主な変更内容>

○ 保証人不要制度を利用する場合の上乗せ利率

	変更前	変更後
医療貸付	0.20%	0.15%

以上

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）主要貸付利率表

貸付けの対象となる条件や借入申込手続き等の詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

平成28年4月1日改定

【設置・整備資金（機械購入資金を除く）】

施設・事業の種類		10年以内	10年超 11年以内	11年超 12年以内	12年超 13年以内	13年超 14年以内	14年超 15年以内	15年超 16年以内	16年超 17年以内	17年超 18年以内	18年超 19年以内	19年超 20年以内	20年超 21年以内	21年超 22年以内	22年超 23年以内	23年超 24年以内	24年超 25年以内	25年超 26年以内	26年超 27年以内	27年超 28年以内	28年超 29年以内	29年超 30年以内
1 病院	新築資金・甲種増改築資金	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.40%	0.40%	0.40%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.70%
	乙種増改築資金(※1)	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.90%	0.90%	0.90%	1.00%	1.00%	1.00%	1.10%	1.10%	1.10%	1.20%	1.20%	1.20%
2 診療所	新築資金・甲種増改築資金	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.40%	0.40%										
	乙種増改築資金(※1)	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.90%	0.90%										
3 介護老人保健施設		0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.70%	0.80%	0.80%	0.80%
4 助産所・医療従事者養成施設		0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.90%	0.90%										
5 国庫補助等の対象となる耐震化整備事業に係る資金(※2) スプリンクラー整備事業に係る資金(※2)		0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%
6 国家戦略特別区域において国家戦略特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業		0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.40%	0.40%	0.40%	0.50%	0.50%	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.70%	0.70%	0.70%
7 指定訪問看護事業		7年以内		0.80%																		

※1…次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用します。

- ・耐震化整備を行う病院 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築 ・医療施設近代化施設整備事業を行う病院 ・地域医療介護総合確保基金に基づき整備を行う病院及び診療所
- ・都道府県知事が認める増改築（減床する場合に限る） ・病院の看護師宿舎及び保育施設の整備

※2…当初5年間の適用金利であり、6年目以降は契約時における通常の利率（上記の表の該当する欄の利率。ただし、病院・診療所の乙種増改築資金の場合、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用。）となります。

【機械購入資金】

通常(※3)	5年以内	1.10%
先進医療に使用する機械（病院に限る）	5年超10年以内	0.40%

【長期運転資金】

通常(※3)	3年以内	0.90%
経営安定化資金（病院・診療所・介護老人保健施設）	8年以内	0.90%
地域医療構想支援資金（病院・診療所）	10年以内	1.10%

※3…病院・助産所以外であって新設に伴い必要な場合に限る 等の条件がありますので、お問い合わせください。

(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.15%」 となります。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合せください）

- 次の整備事業に係る貸付利率については、一部優遇措置がありますのでお問合せください。
 - ・災害復旧資金 ・津波対策としての高台移転 ・病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備又は療養病床転換支援資金
 - ・都市部における借地を利用した介護老人保健施設の整備（定期借地権を設定する場合の一時金）
- 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るものについては別途お問い合わせください。

10年経過毎金利見直し(当初10年)

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）主要貸付利率表

貸付けの対象となる条件や借入申込手続き等の詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

平成28年4月1日改定

【設置・整備資金（機械購入資金を除く）】

施設・事業の種類		10年以内	10年超 11年以内	11年超 12年以内	12年超 13年以内	13年超 14年以内	14年超 15年以内	15年超 16年以内	16年超 17年以内	17年超 18年以内	18年超 19年以内	19年超 20年以内	20年超 21年以内	21年超 22年以内	22年超 23年以内	23年超 24年以内	24年超 25年以内	25年超 26年以内	26年超 27年以内	27年超 28年以内	28年超 29年以内	29年超 30年以内
1 病院	新築資金・甲種増改築資金		0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%
	乙種増改築資金(※1)		0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%
2 診療所	新築資金・甲種増改築資金		0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%										
	乙種増改築資金(※1)		0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%										
3 介護老人保健施設			0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%	0.40%
4 助産所・医療従事者養成施設			0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%	0.80%										
5 国庫補助等の対象となる耐震化整備事業に係る資金(※2) スプリンクラー整備事業に係る資金(※2)			0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%
6 国家戦略特別区域において国家戦略特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業			0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%

※1…次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用します。

- ・耐震化整備を行う病院 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築 ・医療施設近代化施設整備事業を行う病院 ・地域医療介護総合確保基金に基づき整備を行う病院及び診療所
- ・都道府県知事が認める増改築（減床する場合に限る） ・病院の看護師宿舍及び保育施設の整備

※2…当初5年間の適用金利であり、6年目以降は契約時における通常の利率（上記の表の該当する欄の利率。ただし、病院・診療所の乙種増改築資金の場合、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用。）となります。

(注)保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.15%」 となります。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合せください）

1) 次の整備事業に係る貸付利率については、一部優遇措置がありますのでお問合せください。

- ・災害復旧資金 ・津波対策としての高台移転 ・病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備又は療養病床転換支援資金
- ・都市部における借地を利用した介護老人保健施設の整備（定期借地権を設定する場合の一時金）

2) 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るものについては別途お問い合わせください。